

仕様書

1 業務の名称

九州国立博物館文化交流展示室の来館者用ガイドシステム開発業務

2 業務の目的

九州国立博物館 4 階文化交流展示室において提供予定の来館者が持参するスマートフォンを提供媒体に想定した展示ガイドを開発するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 納入場所

福岡県立アジア文化交流センター（福岡県太宰府市石坂 4-7-2 九州国立博物館内）

5 業務の内容

九州国立博物館 4 階文化交流展示室で提供するスマートフォンを用いたガイドシステムの構築。必要な機能として、A：展示観覧モデルコース（40～50 カ所の解説ポイントをめぐる）の提供と、B：個別作品の詳細解説の提供の二つの機能を果たすこと（それぞれの機能を果たすためにそれぞれ別個のシステムを提案してもよい）。

主な仕様は次のとおりとする。ただし、主な仕様に定めのない事項であつて、本業務の目的を達成するために必要と考える事項については、受注者が提案すること。

① 共通項目

1. 来館者のスマートフォン端末で提供するガイドシステムであること（対応 OS は Android9 以降、iOS12 以降とする）。
2. 利用者の通信量負担を想定し、適切な通信負荷等について配慮すること。
3. 利用者が上記二つの機能について容易に区別して利用できるようにすること。
4. 提案にあたっては、導入にかかる費用総額のほか、導入後 3 年間における年度ごと（令和 7 年 3 月 31 日まで）の運用経費（見込）についても提示すること。
5. 開発にあたっては、情報セキュリティに十分配慮し、改ざんや不正利用を未然に防ぐよう実装すること。インターネット上で公開するサイトを制作する場合は、必要に応じて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「安全なウェブサイトの作り方」の最新版に留意すること。また、同別冊「ウェブ健康診断仕様」を用いて脆弱性の有無を確認しておくこと。
6. 開発環境は、受注者の負担と責任において用意すること。また、開発に用いるサーバ機器、端末等の開発環境及び開発工程において十分なセキュリティ対策を実施する

こと。

② 個別項目

A：展示観覧モデルコース提供機能

1. 博物館側で製作するテキストを音声化してガイドを提供する機能を有すること。
2. 視覚障がい者など、視覚により情報を得ることに困難を伴う来館者等も利用できるように、利用者がマップやガイド番号掲示札などを見ることなく、必要とする展示作品などのガイドコンテンツを適切な場所で利用できる機能（オートプレイ、または使用感がきわめてそれに近い機能）を有すること。また、展示作品のガイドのほか、館内外の位置情報や導線を案内できる機能を有すること。

なお、ガイド提供箇所は、作品情報のほか、位置情報や導線などのすべての箇所を含め、館全体で最大 200 カ所程度を想定する。

内訳は以下のとおりである。4 階文化交流展示室内の作品ガイド：50 カ所、同展示室内の導線案内：50 カ所、九州国立博物館建物内 1～4 階の導線案内：50 カ所、九州国立博物館建物外の導線案内：50 カ所。なお、この数字内訳（各 50 カ所）は開発段階で変更する可能性がある（全体で 200 カ所の想定については変更しない）。

3. 少なくとも日本語のほか英語・中国語・韓国語の 4 言語について音声での案内の提供が可能な機能を有すること。また、自動翻訳機能により上記 5 言語のほか 20 言語以上での案内が可能なシステムであることが望ましい。
4. 展示替えに伴い、ガイドの提供箇所やコンテンツの内容を当館職員の操作により簡単に入れ替えできる機能を有すること。また、随時必要なタイミングで当館職員が自由にテキストの修正を行えること。複数の館職員が Web を介してシステムにアクセスし、コンテンツの操作を行うことができる機能を有すること。
5. 利用者の操作性や利便性に配慮したシステムであること（操作が簡単で分かりやすいこと）。
6. 当館が主体となって実施するガイドコンテンツの製作に際し、視覚障がい者や外国語利用者、またそれ以外の利用者が利用・理解しやすいガイドコンテンツとなるように、必要な配慮と協力を行うこと。

B：個別作品の詳細解説提供機能

1. 展示作品の中から博物館側が任意に選択した作品（常時 50 件程度を想定、展示替えを伴うため年間合計 200 件程度を想定）について、博物館側が用意した個々の詳細情報（コンテンツ）をスマートフォンの画面で利用者に提供する機能を有すること。
2. 博物館側の対象作品選択は、自由に行えること。
3. コンテンツの情報種類は、おおよそ以下のものを想定すること。①作品代表画像、②収蔵品番号、③名称、④指定情報、⑤分野、⑥員数、⑦品質形状、⑧法量、⑨作者・製作地等、⑩出土地、⑪時代、⑫世紀、⑬所蔵情報、⑭解説テキスト、⑮補足解説テ

キスト、⑩その他補足解説資料等。これらのうち、①は画像データ（jpeg 形式）②～⑤はテキスト形式のデータ、⑥は画像データ（jpeg 形式）、動画（youtube 動画の埋め込み形式）、プリントダイレクトファイル（pdf 形式）などを自由に登録できるとすること。

なお、コンテンツの容量は 1 作品の合計で最大 3MB ほどを想定すること（埋め込み動画を除く）。

また、運用に Web サーバを必要とする場合、万全なセキュリティ体制の下、使用条件を満たす場合に限り、九州国立博物館が運用しているレンタルサーバを用いることもできる（使用条件については別紙「当館が運用中のレンタルサーバ利用の基本的条件」を参照のこと）。

4. 各コンテンツのアップロードや削除、修正等は、館職員により随時自由に行うことができること。

また、複数の館職員が Web を介してシステムにアクセスし、コンテンツの登録・削除・更新等の操作を行うことができる機能を有すること。

5. 来館者に提供する画面を、館職員がコンテンツの入力・登録時に随時確認できる手段を用意すること。
6. 利用者の操作性や利便性に配慮したシステムであること（操作が簡単で分かりやすいこと）。
7. 利用者が各コンテンツにアクセスするための方式については、利用者が展示室内で作品を見ながらその作品に紐づけられた解説コンテンツに容易にたどり着くことができるようにすること。

6 その他

- (1) プロポーザルに際しては、導入に係る費用総額のほか、導入後 3 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）の運用経費の見込みを併せて提示すること。
- (2) 最高評価提案決定後、契約に際しては、見積書を徴する前に詳細な仕様について事前協議を行う。
- (3) 業務の一部を再委託するときは、事前に発注者の書面による承認を得ること。
- (4) 受注者は、業務上知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らし、又は業務外の目的に転用してはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して決定する。なお、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。